

事業系一般廃棄物の 減量及び適正処理の手引き



Refuse
Reduce
Reuse
Recycle

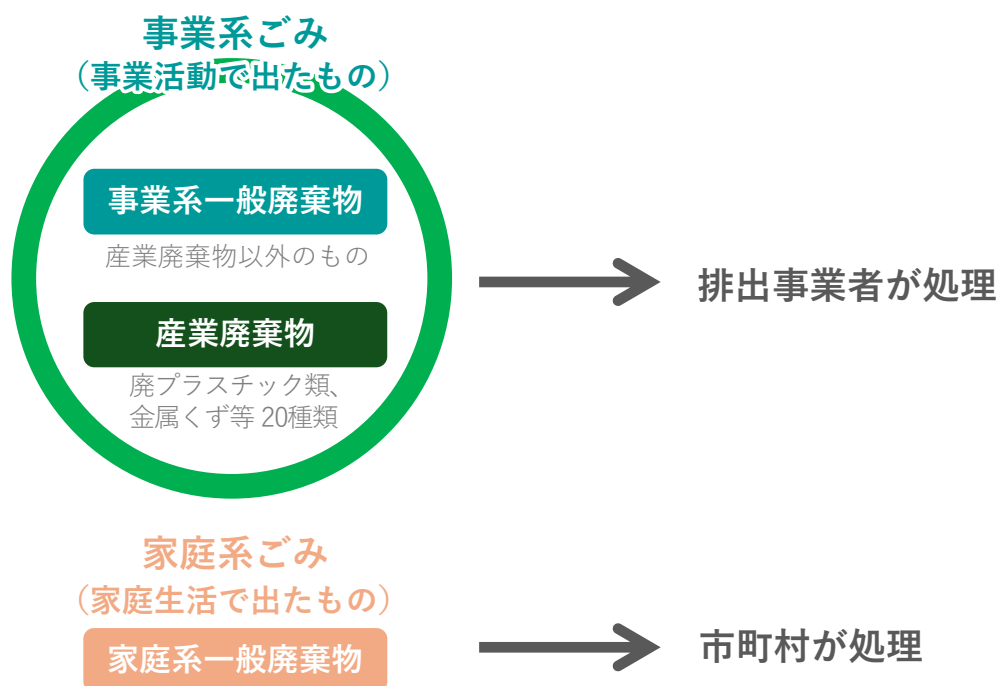
① 事業系一般廃棄物について	P.1
② 事業系一般廃棄物の現状と目標	P.2
③ 4 Rの推進	P.3
④ 4 Rの取り組みのステップ	P.4
⑤ 適正処理（処理ルートの設定）	P.5
⑥ 分別ルールの設定・周知	P.6
⑦ リフューズ・リデュースの取り組み	P.7
⑧ リユースの取り組み	P.9
⑨ リサイクルの取り組み	P.11
⑩ Q&A	P.13
⑪ 産業廃棄物の種類と具体例	P.14



① 事業系一般廃棄物について

事業活動に伴って排出されるすべてのごみが事業系ごみに該当します。事業活動とは、店舗、会社、事務所等の営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、社会福祉施設等の公共サービス等を行っているところや、個人営業も含まれます。

また、事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。



廃棄物処理法では、事業活動に伴って排出した廃棄物を自らの責任で適正に処理することとされており、事業者の皆様は廃棄物の種類や区分を理解の上、適切に委託業者や処理方法等を考えることが重要になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業系ごみは、排出事業者が処理する必要があります。

家庭系ごみステーションに排出することはできません。

事業系一般廃棄物

とは、主にこういったものです

事業所から発生する



紙類

ただし、次の業種の事業活動で排出される場合は、**産業廃棄物**

- ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）
- ・パルプ製造業 ・製紙業 ・紙加工品製造業 ・新聞業
- ・出版業 ・製本業 ・印刷物加工業



厨芥類（生ごみ）

ただし、次の業種の事業活動で排出される場合は、**産業廃棄物**

- ・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・香料製造業



枝葉など（天然資源）

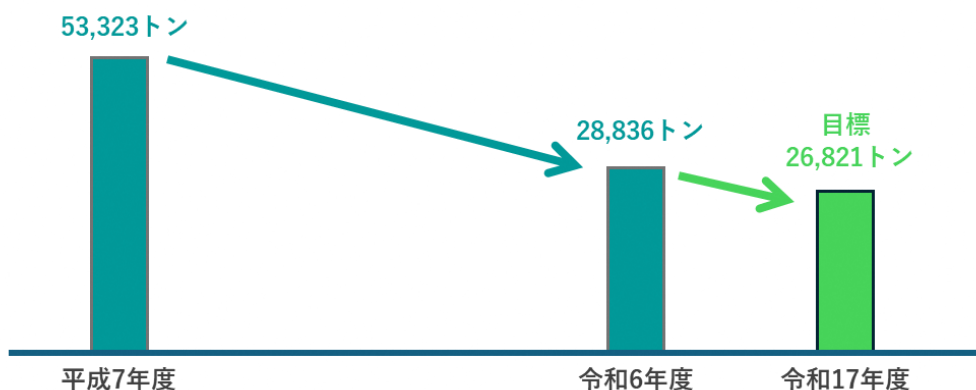
ただし、
木くずは次の業種の事業活動で排出される場合は、**産業廃棄物**

- ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）
- ・木材・木製品製造業（家具製造業含む） ・パルプ製造業
- ・輸入木材の卸売業
- ・物品賃貸業から生じた木くず・木材家具など

② 事業系一般廃棄物の現状と目標

焼却処理される事業系一般廃棄物の量は、平成7年度がピークであり、それ以降は年々、減少傾向にあります。

枚方市では循環型社会の実現の向けて、さらなるごみの減量目標を掲げています。具体的には、焼却処理される事業系一般廃棄物の排出量を、令和17年度までに**約2,000トン**削減したいと考えています。事業者のみなさまにおいては、日常の事業活動における、ごみの分別の徹底や減量・リサイクルの取り組みへのご協力をお願いいたします。



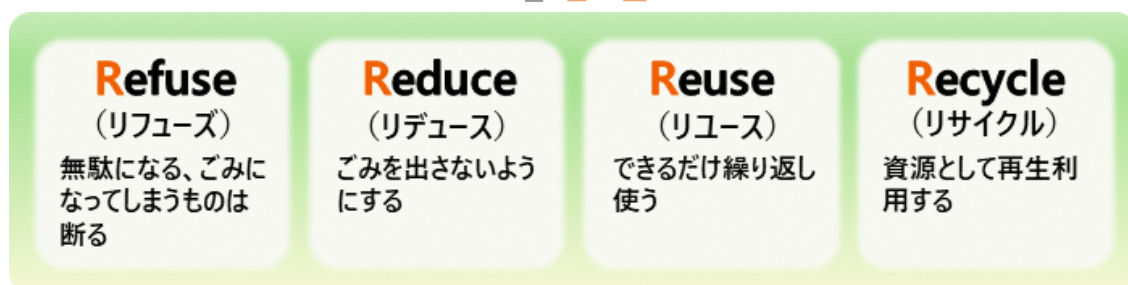
焼却処理される事業系一般廃棄物の推移と目標

③ 4 Rの推進

廃棄物の減量等のキーワードは「**4 R（よんあーる）**」です。

まず、廃棄物を発生させないために、廃棄物になってしまうものを断る「リフューズ」と事業所で発生している廃棄物を減らしていく「リデュース」の取り組みが重要です。また、使ったものをすぐに捨てるのではなく、繰り返し使う「リユース」を行い、やむを得ず不要になったものを新たな資源として「リサイクル」することで、循環型社会の形成にご協力をお願いします。

4R



4 Rに取り組むメリット

メリット① コストの削減

廃棄物の発生抑制や再使用は、廃棄物の減量だけでなく、廃棄物処理コストの低減や備品購入費の節約などにも寄与します。

メリット② 企業イメージの向上

資源を大切にする4 Rの取り組みはSDG sの取り組みにつながり、企業のCSRの向上にも寄与します。

メリット③ 従業員の環境意識向上

4 Rに取り組む職場を目指すことは、従業員のみなさんの環境意識の向上につながるとともに、過剰生産の抑制や作業工程の合理化、製品管理の向上等の企業ごとの課題の解決に向けて、職場の全員で取り組んでいく意識づくりやその活性化にもつながります。

メリット④ 環境保全への貢献

4 Rを徹底していくことで、資源消費の抑制や温室効果ガスの排出量削減など、環境に配慮した持続可能な社会の形成に大きく貢献します。

事業者の4 Rの取り組みについて、
できることから実践してみましょう。

④ 4 Rの取り組みのステップ

ステップ1 適正処理（処理ルートの設定）

自社でこういった廃棄物が発生しているかを把握し、事業系一般廃棄物などの処理ルートが適正に設定できているか確認しましょう。

ステップ2 分別ルールの設定・周知

事業系一般廃棄物などの処理ルートが設定できたら、それぞれのルートの廃棄物の品目毎に排出できるように、社内の分別ルールを設定し、従業員みなさんに周知しましょう。

ステップ3 リフューズ・リデュース

適正処理の体制が整ったら、自社で発生する廃棄物の減量について、検討してみましょう。
まずは、よく発生している廃棄物を中心に、リフューズやリデュースの取り組みを実践してみましょう。

ステップ4 リユース

リフューズやリデュースができないものは、リユースの取り組みによって、できるだけ長く使うことで、廃棄物の発生を抑制しましょう。また、オフィス家具などを揃える際などに、リユース品の購入についても検討してみましょう。

ステップ5 リサイクル

どうしても発生する廃棄物のうち、資源として再生できるものは、積極的にリサイクル処理を検討してみましょう。

取り組みを実施した後も、排出量や分別状況などを定期的に点検し、各ステップの取り組みに見直しが必要ないか検討してみましょう。
必要に応じて取り組みを変更したり、関係者と協議するなどして、より徹底した4 Rの取り組みを進めていきましょう。

事業系一般廃棄物の処理を委託する場合は、
廃棄物の種類や処理手法などに応じて、処理ルートを設定しましょう。

焼却処理する場合

枚方市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する必要があります。

一般廃棄物収集運搬許可業者（50音順）

事業者	事務所所在地	電話番号	事業者	事務所所在地	電話番号
(株)アーバンキープ	春日野2-2-1	072-859-0300	住吉エコサポート(株)	春日北町5-16-8	072-808-9108
ガイア(株)	春日野1-1-39	072-897-0012	デルピス(株)	長尾家具町2-5-10	072-866-0407
(株)クリーンズ	長尾西町1-6-20	072-807-4901	都市クリエイト(株)	春日野1-1-39	072-858-0037
(株)コスミック	春日西町2-1-7	072-859-5831	枚方ネットウルビーノ(株)	出屋敷西町1-25-10	072-898-4455

※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託した事業系一般廃棄物は枚方市東部清掃工場へ搬入され焼却処理されます。

リサイクルする場合

廃棄物の種類によっては、枚方市が指定した一般廃棄物再生利用業者などにリサイクル処理を委託することができます。

木くず 一般廃棄物再生利用業者

事業者	事務所所在地	電話番号
(株)都市樹木再生センター	大東市大字龍間698	072-869-0365
(株)前田造園	枚方市養父丘1丁目2-26	072-809-2210
河本興業(株)	枚方市中宮西之町3-8	072-807-6550

揚げかす 一般廃棄物再生利用業者

事業者	事務所所在地	電話番号
植田油脂(株)	大東市深野5丁目4-22	072-870-3555

魚あら 一般廃棄物再生利用業者

事業者	事務所所在地	電話番号
(有)山田肥料商事	東大阪市柏田本町3-28	06-6728-8621
(有)浪速商会	大阪市生野区鶴橋3丁目1-44	06-6731-1535

古紙、金属くず、空きびん、古繊維については、専ら再生利用の目的となる廃棄物を専門に取り扱う再生資源事業者に委託することができます。

古紙のリサイクル方法

方法①一般廃棄物収集運搬許可業者に相談する

現在、契約している一般廃棄物収集運搬許可業者に出し方について相談してみましょう。

方法②古紙再生資源事業者を利用する

古紙のリサイクルを行っている再生資源事業者に回収を依頼しましょう。

方法③古紙再生資源事業者の施設に自ら持ち込む

古紙の持込みに対応している再生資源事業者もあるので必要に応じて相談してみましょう。

ごみの分別は、ごみの減量に取り組む上でとても大切なことです。
分別を徹底できるよう、**従業員が迷わない仕組みづくり**を進めましょう。

分別ルール設定のポイント

- 廃棄物の処理ルートごとに分別が必要です。
- 一度、廃棄物を混在させてしまうと分けることに多くの時間がかかります。
廃棄物が発生した時点から分別することを基本に考えましょう。

(例)



廃棄物の分別区分

可燃ごみ（塵、汚れた紙、昼食の食品くず等）	▶ 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託
古紙（OA用紙、新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール）	▶ 再生資源事業者
プラスチックごみ（文房具、ビニール包装、弁当がら等）	▶ 産業廃棄物の処理委託
その他産業廃棄物（事務用品、プリンター等）	▶ 産業廃棄物の処理委託

分別ルール



分別ルールの周知のポイント

○基本的な取り組み

- ・社員をはじめ、パートやアルバイトにも分別ルールを周知する。
- ・ごみ箱にどの品目のごみ箱であるかわかるように掲示をする。

◎一歩進んだ取り組み

- ・間違っ分別されやすい品目を整理した分別ポスターの掲示
- ・分別ルールを整理した独自のハンドブックを作成
- ・社内研修を行う。
- ・ごみ箱に処理料金を掲示することで、従業員にコスト意識を持ってもらいながら、古紙の分別を促進する。

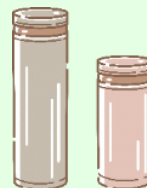
- ・業務に不要なものを受け取らないことにより、将来のごみの発生を未然に防ぐ取り組み（リフューズ）
- ・業務で使用するものや商品について、工夫をしてごみになる量を減らす取り組み（リデュース）

マイボトルの利用促進や容器包装の簡易化など様々な手法がありますが、事業所ごとに**実現可能かつ持続可能な取り組み**を進めましょう。

基本的な取り組み

全般

- ・マイボトルやマイカップの利用を推奨する。
- ・両面印刷や2アップ印刷によるOA用紙の使用を削減する。
- ・ペーパータオルの設置見直しやハンカチ利用の徹底する。
- ・イベントではリユース食器を活用する。



小売業 など

- ・商品の仕入れ時に繰り返し使える通い箱を活用する。
- ・需要を予測し、過剰な商品の仕入れを行わない。
- ・食料品の「てまえどり」を推奨する。



環境省「てまえどり」ダウンロードページにてポップ等の啓発資材を活用しましょう。
◀ https://www.env.go.jp/recycle/food/post_95.html



アテンションPOP

家庭から排出されるごみの削減につながる次の取り組みもご協力ください。

- ・エコバッグ利用の呼びかけなどのレジ袋削減の取り組み
- ・商品の量り売り、小分け販売、少量販売など必要分だけの販売方法の導入
- ・簡易包装の導入

飲食業 など

- ・調理の工夫により生ごみを削減する。
- ・生ごみはしっかり水切りをしてから排出する。
- ・食べ残し防止に向けて小盛メニューを開発・提供する。
- ・繰り返し利用可能な塗り箸やカトラリー類を導入する。

紙ごみの削減



ペーパーレス化

事業所におけるペーパーレス化の取り組みは、印刷用紙の削減だけでなく、DX技術との組み合わせによって、さまざまな業務効率化につなげていくことができます。

〔書類の電子化〕 タブレットやスキャナーの導入など

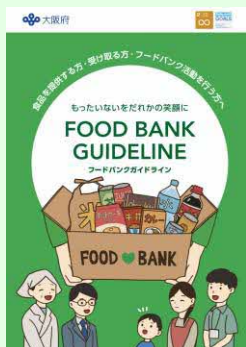
〔データの共有〕 ペーパーレス会議システムの導入など

〔業務への応用〕 稟議書の電子承認システムや請求書の電子化など

食品ロスの削減

フードバンク・フードドライブの活用

- ・ 自社の防災備蓄食品を計画的に更新する際に、消費しきれない食品はフードバンク等へ寄贈する。
- ・ 食品衛生上の問題はないが商品として提供できない食品をフードバンク等へ寄付する。



大阪府が「フードバンクガイドライン」を作成しています。食品の提供などに関心のある方はぜひご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/853/200923_foodbank_pamphlet-8p_1.pdf



- ・ フードバンクで取り扱っていない、いたみやすい食品（野菜や果物など）を地域のこども食堂と連携して提供する。

その他

- ・ 販売期限間近の商品を値引きするなどして販売を促進する。
- ・ 飲食店で食べ残した料理の持ち帰りサービスを導入する。

環境省が、飲食店で食べ残しの持ち帰りを促す際に活用できる啓発資材を公開しています。

環境省ホームページ「mottECO」ダウンロードページ
<https://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html>



ものをできるだけ繰り返し使うことにより、ごみの発生を抑制する取り組み

リデュースできないものはリユースを試みましょう。

できるだけ繰り返し使うことで、**製品購入費用の削減にもつながります。**

基本的な取り組み

全般

- ・ 事務用品や備品を修理して長く使用する。
- ・ 使用済み封筒は社内便として再使用する。
- ・ ボールペンは芯のみを交換する。
- ・ イベントや繁忙期のみ使用する備品はシェア・レンタルサービスの活用を検討する。
- ・ 使う予定のない事務用品や備品は、古物商許可を有する業者（リユース業者等）への引き渡しを検討する。
- ・ オフィス家具などをリユースショップで調達・購入する。

（参考）

環境省「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」
<https://www.env.go.jp/press/102539.html> ▶



飲食業 など

- ・ 洗浄可能なカトラリーへ切り替える。
- ・ 繰り返し使用できる食器や容器を導入する。
- ・ グラスやマグカップを活用し、使い捨てカップの使用を削減する。

（参考）

大阪府では、プラスチック等の使い捨てごみ削減の意識醸成及び社会全体のさらなる行動変容を促すため、「リユースカップシェアリングサービス実証事業」を実施されています。参加店舗を随時募集されていますので、使い捨て容器削減の取り組みの興味のある事業者は下記、URLをご参照ください。

大阪府「リユースカップシェアリングサービス実証事業」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjunkan/recycle/sharing.html>



事務用品や備品の部署間での共有

職場で使わなくなった事務用品や備品は、社内掲示板などを活用して、他部署や他店舗で使用希望がないか呼びかけるなどして、リユースの幅を広げることを検討しましょう。

営業課

配置替えにより事務椅子が3脚余っています。
希望があればご連絡ください。



総務課

1脚希望します。

技術課

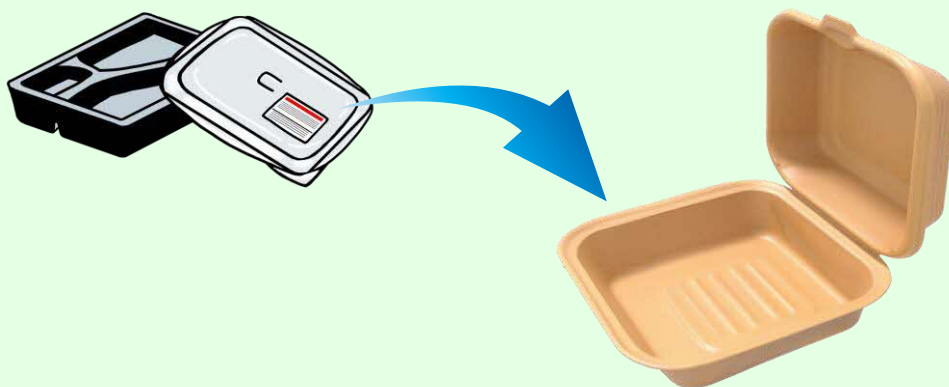
2脚希望します。



枚方市役所でも、庁内グループウェアの掲示板機能などを活用し、事務用品や備品のリユースを実施しています。

リターナブル容器のお弁当

従業員が昼食用に弁当配達サービスを導入している場合は、リターナブル容器を導入している弁当サービスの活用を検討しましょう。中身を消費した後の容器は、弁当屋が回収し洗浄して再使用するので、社内で発生する弁当がらの削減につながります。



リターナブル容器の弁当箱の一例

資源として再生利用できるごみは、分別してリサイクル業者へ引き渡すことで、焼却量を削減する取り組み。

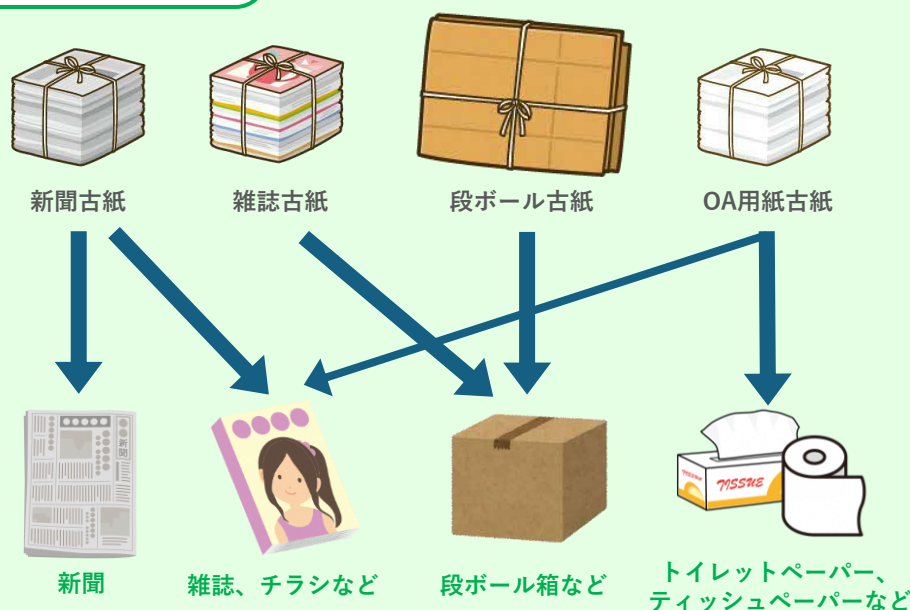
リデュース、リユースを実施し、それでも発生するごみは
リサイクル処理を検討しましょう。

基本的な取り組み

古紙のリサイクル

優秀な資源物である古紙は、新聞紙、雑誌、段ボール、OA用紙など様々な種類があります。古紙の品目ごとに分別を行い排出することで、再生資源を活用して作られる紙製品の品質を確保できます。

古紙リサイクルの概要



一方で、リサイクルに適さない紙ごみもありますので、適切な分別を行きましょう。

一般的なリサイクル不適物

- ・汚れた紙（ティッシュペーパー、ペーパータオル、食品くずの付いた紙など）
- ・臭いの付着した紙類（洗剤、石鹸などの紙製容器など）
- ・防水加工された紙（紙コップ、紙皿など）
- ・カーボン紙、ノンカーボン紙（伝票など）
- ・感圧紙（レシートなど）

※具体的なリサイクルの可否は業者によって異なる場合があります。
どのように分別する必要があるかは、事前に処理委託業者に確認しておきましょう。

機密文書リサイクル

機密文書（企業の秘密情報や個人情報の記載された文書）は、オフィス等で使用する上質紙が使用されていることが多く、良質な資源です。情報漏えいを防ぎつつ、機密文書のリサイクルに取り組む場合の方法としては、自社内で裁断処理（シュレッダー処理）をするか、機密文書処理会社へ別途、処理を委託する方法があります。

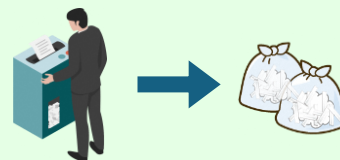
①自社内で裁断処理

機密文書を自社内にあるシュレッダーで裁断処理を行い、その他の古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、OA用紙など）と併せて、古紙のリサイクル処理委託業者へ引き渡します。

※事前にリサイクル処理委託業者へ受入れの可否や排出方法を相談しましょう。

長所と短所

長所	・日常的に排出が可能 ・新たな処理業者を選定する必要がない場合がある
短所	・機密文書が大量にあるとシュレッダー作業に時間がかかる ・裁断が細かすぎるとリサイクルに向かない場合がある



②機密文書処理会社へ処理を委託

機密文書処理会社の処理には次の方法があります。自社の情報セキュリティの方針なども踏まえて、処理方法や処理会社を選定しましょう。

主な機密文書処理会社による処理方法

移動式裁断	機密文書処理会社が大型シュレッダー車で事業所まで出張し、目の前で裁断処理を行い、情報漏えいのリスクがない状態になることを確認します。
処理施設での立会い	機密文書を自社で機密文書処理会社へ持込み、溶解処理又は裁断処理工程に立会い、情報漏えいのリスクがない状態になることを確認します。
処理会社による回収・処理	箱詰めして封をした機密文書を機密文書処理会社が回収する際に立会い、その後、機密文書処理会社が処理施設へ持ち帰り、未開封のまま、溶解処理又は裁断処理を行うことや機密文書廃棄証明書を発行することで、情報漏えいのリスクがないことを担保します。

長所と短所

長所	・自社でシュレッダー作業を行う必要がない ・専門の業者が溶解処理や裁断処理を行うため、紙製品へのリサイクル率が高い
短所	・専用の回収・輸送手段が必要になる ・管理された保管場所が必要になる

食品関連廃棄物の様々なリサイクル

魚あら（魚腸骨）	卸売市場や小売店等で発生する魚の内臓、骨、皮などの不可食部分を「魚あら」といいます。魚あらを扱う一般廃棄物再生利用業者に処理を委託することで、リサイクルが可能です。
揚げかす	食用油で揚げた残渣物のことです。揚げかすを扱う一般廃棄物再生利用業者に処理を委託することで、リサイクルが可能です。
食品廃棄物	上記以外にも、飼料・肥料等の原材料となるなど有用な食品廃棄物は「食品循環資源」として、食品リサイクル法の登録再生利用事業者等においてリサイクル処理が可能な場合があります。

（食品リサイクル法 参考）

農林水産省「食品リサイクルの推進」

https://www.maff.go.jp/j/Shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html ▶



適正処理について

事業所から出たごみの処理はどうすればよいのですか？

事業活動に伴い排出するごみは、事業者自らの責任で適正に処理する必要があります。事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、許可を受けた処理業者に委託する等して、適正に処理してください。

事業系一般廃棄物の処理については、本手引きの P.5 をご参照ください。

また、産業廃棄物の処理については、本手引きの P.14 の下部に示している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）をご参照ください。

少ししか事業系ごみが出ないし、種類も家庭から排出されるごみと変わらないので家庭系ごみの集積所に出すことはできますか？

量や種類に関わらず事業活動に伴って排出されるごみは事業系ごみとなります。事業系ごみを家庭系ごみの集積所に出すことはできません。

住居と店舗が同じ建物の場合は、どのようにごみを処理すればいいですか？

住居と店舗が同じ建物の場合、事業活動に伴い排出されるごみは事業系ごみとして、家庭生活で排出されるごみは家庭系ごみとして、それぞれ区分して適正に処理してください。

なお、住宅宿泊事業法に基づき実施する住宅宿泊事業（民泊）から排出されるごみも事業系ごみに該当します。

4Rについて

事業活動に伴うごみはどのように減量やリサイクルすればいいですか。

事業活動に伴い発生するごみは、業種や取り扱う商品などによって多種多様であるため、まずは、自社で発生するごみの種類や量を把握することが重要です。把握した自社のごみの排出状況をもとに、どのごみの種類をターゲットに取り組むか、こういった 4 R の取り組みが効果的なのかなどを検討し、ごみ減量等の行動方針や計画を策定しましょう。ごみの減量等を達成するためには従業員が一丸となって取り組むことが必要ですので、策定した方針や計画を社内でも共有し実行していくことが有効です。

また、定期的に取り組みの結果を点検し、計画の見直しを図ることで、目標を持って継続的に実施していきましょう。

事業系一般廃棄物はどういったものがリサイクルできますか。

例えば、新聞紙、雑誌、段ボール、OA用紙などの古紙は優秀な資源物であり、再生資源事業者に処理を依頼することなどでリサイクル処理が可能です。また、剪定枝などの木くずについても、堆肥や燃料用チップとしてリサイクル処理が可能ですので、枚方市の指定する一般廃棄物再生利用者へ直接ご相談ください。そのほか、魚あらや揚げかす等の食品残さもリサイクル処理が可能です。本手引きの P.5 や P.11-12 をご参照ください。

⑪ 産業廃棄物の種類と具体例

下表の産業廃棄物に該当しない廃棄物は事業系一般廃棄物となります。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	各種焼却かす、活性炭
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など 鉱物性動物性を問わず、全ての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わずすべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃ソーダ液など、有機性無機性を問わず全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発砲スチロール、合成繊維など、固形状液状を問わず全ての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	天然ゴム（合成ゴムは「廃プラスチック類」）
	(8) 金属くず	鉄、アルミなど、不要となった金属
	(9) ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガ、タイル、石膏ボード、製造工程で出るコンクリートくず
	(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設や産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
排出する業種等が限定されるもの	(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）
	(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの		

※上記表の(13)～(19)は、同じ廃棄物であっても業種が該当した場合は産業廃棄物で、それ以外の場合は事業系一般廃棄物となります（ただし、(14)②はすべての業種で産業廃棄物となります）。

産業廃棄物の適正処理や減量化については、

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律のしおり」（産業廃棄物・排出事業者向け）をご参照ください。

大阪府ホームページURL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshoshido/report/shiryo.html>





4Rで焼却ごみ削減にご協力をお願いします。

事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引き

編集発行：枚方市 環境部 循環型社会推進課

〒573-1162 大阪府枚方市田口5丁目1番1号
TEL：072-807-6211 FAX：072-849-6645